

民間企業による公有地を活用した  
電気自動車（EV）充電ネットワーク拡充事業の運営に関する協定書

京都市（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は、民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）充電ネットワーク拡充事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関して甲が令和6年2月22日に公募を開始した「民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）充電ネットワーク拡充事業公募型プロポーザル」（以下「本公募」という。）において、乙が充電サービス事業者として選定されたことを確認し、本公募の募集要項（以下「募集要項」という。）に定めることのほか、事業実施期間中の本事業の運営に関する甲及び乙の役割、義務等の基本的事項を取り決めることにより、本事業が円滑かつ効率的に継続して運営されることを目的として締結する。

なお、本協定において定義されていない用語については、文脈上別意に解すべき場合を除き、募集要項における意義を有する。

（本事業の履行）

第2条 乙は、次の各号に掲げる内容を遵守して、本事業を誠実に実施する。

なお、本協定と次の各号に掲げる内容に相違がある場合は、本協定を優先する。

- (1) 「京都市公有財産及び物品条例」及び「京都市公有財産規則」
- (2) 第1号に基づく行政財産の目的外使用許可に係る許可条件
- (3) 募集要項（募集要項と一体の、本公募に係る質問・回答を含む）
- (4) 本公募において乙が甲に提出した応募書類（企画提案内容を含む）

2 乙は、甲の書面による承諾がない限り、前項の内容を変更することはできない。

3 甲は、乙に対し、公益上必要と認められる場合は、合理的な範囲内で前項の内容の変更をさせることができる。

4 乙は、本事業の実施に関して疑義を生じたときは、速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処する。

（事業実施場所）

第3条 本事業の実施場所は、次のとおりとする。ただし、甲が乙に対し使用を許可する土地の範囲は、募集要項及び目的外使用許可に係る許可条件による。

- (1) 場所 京都市勧業館「みやこめっせ」敷地内
- (2) 所在地 〒606-8343 京都府京都市左京区岡崎成勝寺町9-1

（事業実施期間等）

第4条 本事業の実施期間は、本協定の締結の日から令和14年3月31日までとする。

2 甲は、本事業の履行のために乙からなされる行政財産使用許可申請及び更新使用許可申請に対して、行政財産の使用許可の判断を行うにあたり、本事業の実施期間にわたり、本事業が円滑かつ効率的に継続して運営されることに最大限配慮したうえで、決定を行うものとする。

(事業実施期間終了後の取扱い)

第5条 本事業の実施期間の終了日の6か月前までに甲又は乙のいずれかの申出により協議を開始し、本事業の実施期間の終了日の3か月前までに甲及び乙が協議により合意し、本事業の実施期間の終了後も継続して乙が本事業を実施することが可能であると甲が認める場合、本事業の実施期間を延長することができる。

2 延長後の本事業の実施期間は、甲の指示による。

3 実施期間が延長されなかった場合、本事業の実施期間終了日までに、乙は、自身の負担と責任において、自身が設置したEV充電設備等を速やかに撤去し、事業実施場所の現状復旧を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、本事業の実施に係る次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

なお、報告の様式及び項目の詳細については、別途甲乙の協議のうえ決定するものとする。

(1) 乙が設置したEV充電設備等の稼働状況

(2) 経費、維持管理費及び公租等の本事業の実施に係る一切の収支

(3) 事業開始後に発生した事故や維持管理上の障害等

2 前項の報告時期については、第1号及び第2号は毎年度の年度末、第3号は随時とする。

3 甲は、乙から報告された事項について、乙の承諾を得て、加工又は公表することができる。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときに、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なしに、本協定に基づく義務を履行しないとき。

(2) 乙が本協定の内容に反し、協定の目的を達成することができないことが明らかになったとき。

(3) 乙の破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき等、乙が社会的信用失墜行為を行ったことが明らかになったとき。

(4) 乙が本協定の有効期間内に、募集要項に掲げる応募資格要件を満たさなくなったとき。

2 甲は、前項により、この協定を解除したことに伴って損害が生じたときは、乙に対しその賠償を求めることができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲が正当な理由なしに、本協定に基づく義務を履行しないときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により、この協定を解除したことに伴って損害が生じたときは、甲に対しその賠償を求めることができる。

(天災等不可抗力)

第9条 天災等の甲又は乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により本協定に基づく義務を履行できない場合は、甲乙協議のうえ、次のいずれかによることとする。

- (1) 天災等不可抗力による状況が改善されるまで、甲又は乙の義務を一時停止し、この協定を有効なものとして継続する。
- (2) 甲又は乙は他方に対しての義務を履行することが不可能となった後、1か月前までに通告を行ったうえで、本協定を解除する。

(損失等の補填)

第10条 施設の維持管理、修繕、催事等に係る業務を理由として、施設の休館又は一部若しくは全部の閉鎖等の対応をせざるを得ないことにより、乙が本業務を履行できず利益を逸し、又は損害が生じた場合であっても、甲及び指定管理者に補填を求めることはできない。

2 天災等の甲又は乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により本協定に基づく義務を履行できない場合の双方の損失については、相互に補填を求めることはできない。

(解除後の処理)

第11条 本協定が解除された場合、乙は、自身の負担と責任において、自身が設置したEV充電設備等を速やかに撤去し、事業実施場所の現状復旧を行うものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第12条 甲又は乙は、相手方の事前承諾を得ることなく、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

2 乙は、本協定によって生じる甲に対する債権を担保の用に供してはならない。

(所管裁判所)

第13条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、京都地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とするものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の実施期間終了日までとする。

(その他)

第15条 本協定の解釈に疑義が生じた事項、本協定に定めのない事項及び協定の定める事項を変更する必要がある場合、甲乙協議のうえ、その都度書面にて定めるものとする。

本協定の締結を称するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

甲 京都市

代表者 京都市長 ○○ ○○

乙